

# 第1回 新居浜駅周辺まちづくり協議会次第

日 時：平成26年1月30日（木） 午後2時から  
場 所：新居浜ウイメンズプラザ 2階 研修室（視聴覚室）

## 開 会

- 1 部長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 規約の制定
- 4 会長選出・副会長指名
- 5 協議

## 閉 会

## 新居浜駅周辺まちづくり協議会 委員名簿

No.	区 分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	学識経験者	愛媛大学大学院	教授	吉井 稔雄	
2		新居浜工業高等専門学校	校長	鈴木 幸一	
3	関係事業者又は 団体の者	(社)新居浜市医師会	副会長	中山 恵二	
4		(社)新居浜市観光協会	専務理事	亀井 喜一郎	
5		四国旅客鉄道(株)	総合企画本部 担当部長	長戸 正二	(代理)総合企画本部 副長 宇野 匡和
6		新居浜商工会議所	観光まちおこし 委員会委員長	妹尾 次郎	
7		新居浜市女性連合協議会	総務	佐々木 利美	
8		(公社)新居浜青年会議所		嶋田 純也	
9		新居浜市農業委員会	農地部会長代理	篠原 修	
10		新居浜市農業協同組合	常務理事	曾我部 英敏	
11		新居浜市福祉施設協議会	副会長	住友 裕美	
12		松木坂井自治会	自治会長	相原 悦滋	
13		新居浜市連合自治会	副会長	坂上 公三	
14	公募	市民公募委員		多田羅 弘美	
15		市民公募委員		白石 哲也	

平成26年1月30日

新居浜駅周辺まちづくり協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、新居浜駅周辺まちづくり協議会と称する。

（目的）

第2条 本会は、新居浜駅周辺のまちづくりに関する事項を調査、協議し、新居浜市へ提言することを目的とする。

（所掌事務）

第3条 本会は、次の事項について調査、協議、提言を行うものとする。

- （1）新居浜駅周辺のまちづくりの全体構想に関すること。
- （2）新居浜駅南地区のまちづくりに関すること。
- （3）鉄道高架に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、新居浜駅周辺のまちづくりに関し、必要と認める事項。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 本会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 本会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（作業部会）

第6条 作業部会を置くときは、会長の指名する委員をもって組織する。

- 2 作業部会には作業部会長を置き、作業部会員の互選により定める。

3 作業部会長は、作業部会の事務を掌理し、その調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

4 作業部会長に事故があるときは、作業部会長があらかじめ指名する作業部会員が、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第7条 会長及び作業部会長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、新居浜市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が本会に諮って定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

# 新居浜駅周辺まちづくり協議会

## 第1回 資料

### 目 次

I. 協議会について .....	1
II. 現状と課題について .....	3

平成26年1月30日

# I. 協議会について

## (1) 協議会の趣旨

### 駅周辺

都市拠点の形成を目指し、整備が進められている地域です。

### 駅北地区

新居浜駅前土地区画整理事業等により、幹線道路や駅前広場をはじめとした公共施設、スーパーなどの商業施設や住宅の整備により、都市拠点の形成が進んでいます。

### 駅南地区

道路や公園などの公共施設が未整備であり、駅南北の一体化や、都市拠点としての機能の向上に資する公共施設の整備に向けた取組を進めていく必要があります。



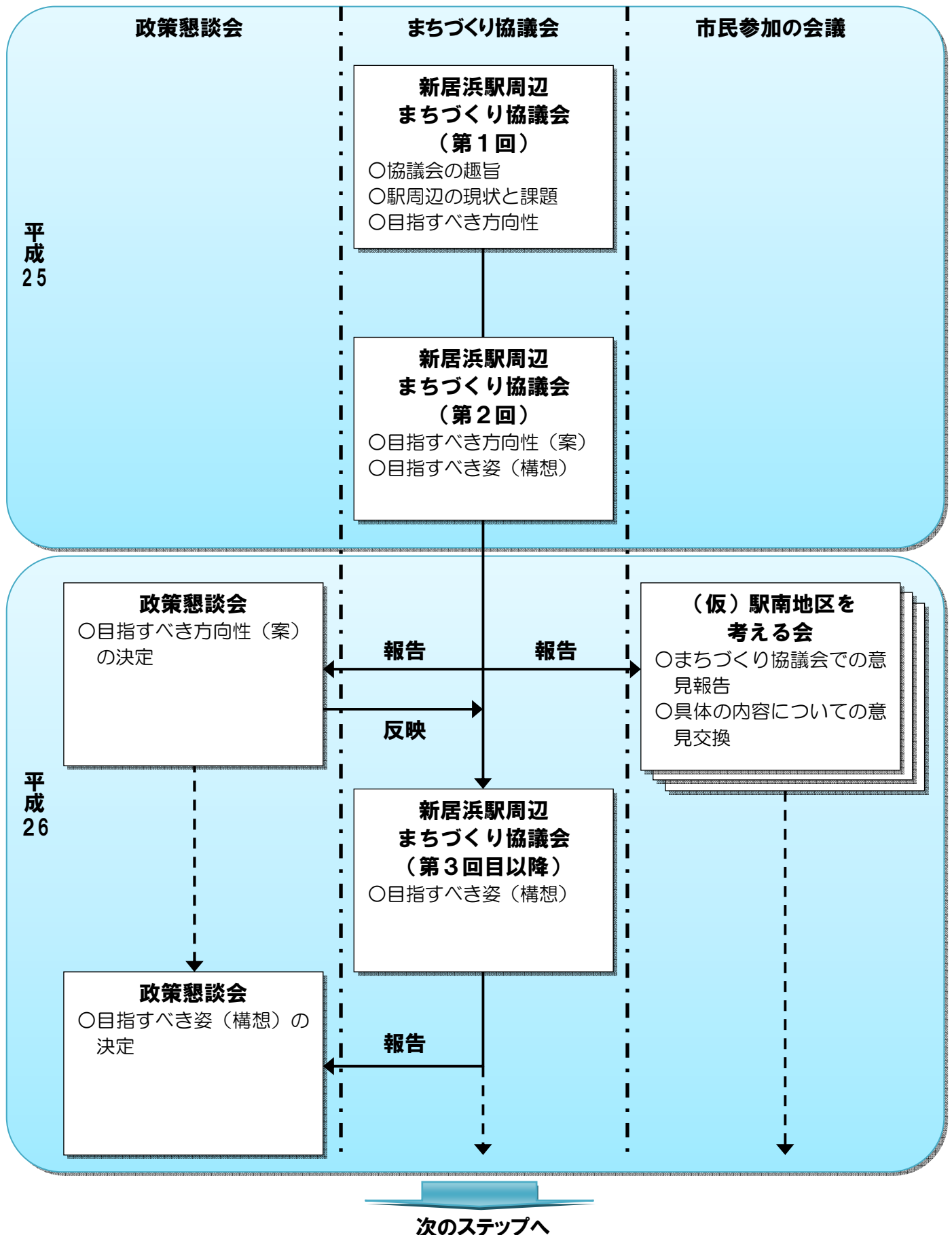
本協議会では、**中長期のまちづくりの実現に向け**、南北市街地の一体化やにぎわいの向上について、**市民をはじめ本地域に関係する様々な方の意見を取り入れながら**、駅南地区をはじめとした新居浜駅周辺のまちづくりの検討を行い、今後のまちづくり構想をつくりたいと考えています。



### 【この協議会で話し合うこと】

- 新居浜駅周辺のまちづくりの全体構想に関すること
  - 新居浜駅南地区のまちづくりに関すること
  - 鉄道高架に関すること
- など

## (2)協議会の位置づけと今後のスケジュール



## Ⅱ. 現状と課題について

### (1) 現状について

#### ① 上位計画

第五次新居浜市長期総合計画  
H23～H32（10年間）  
（参考資料 P1）

JR新居浜駅周辺を含む北側一帯の中心市街地を都市の中心的な役割を担う都市拠点として位置づけ



新居浜市都市計画マスタープラン  
H13～H32（20年間）  
（参考資料 P2）

都市基盤施設の整備を進め、芸術、文化、情報、交流及び商業・業務機能などを備えた新都市拠点づくりを推進



新居浜市都市交通マスタープラン  
H21～H40（20年間）  
（参考資料 P3）

交通結節点の整備として、JR新居浜駅の鉄道とバス、バスとバスの連携を強化するとともに、駅前及び周辺は、土地区画整理事業、連続立体交差事業等により、交通・交流拠点としての整備を推進



新居浜市都市交通戦略  
H21～H30（10年間）  
（参考資料 P3）

新居浜駅周辺の主な取り組みの実施プログラムとして、「交通結節点の整備」、「駅前広場、駐車場、駐輪場の整備」、「駅南地区の整備検討」、「歩道の整備」を位置づけ

#### ② 参考計画

新居浜駅周辺整備構想  
H11年3月  
（参考資料 P4）

人・情報・文化が交流し、景観的シンボルとなる新都心地区として、商業・業務機能と都心居住機能を融合する土地利用及び人々が交流する駅前広場の整備

新居浜駅前広場等整備検討委員会提言書  
H21年8月  
（参考資料 P4～5）

「森の駅」新居浜らしい出会いの場として、駅周辺地区については、駅前広場（交通広場、人の広場）、シンボルロード、南北連絡通路、東西自由通路、駐車場（北口、南口）、駐輪場（北口、南口）を整備



### ③新居浜駅周辺のまちづくりの経緯及び状況（参考資料P7）

事業取り組み～一時中断		昭和49年：事業調査	昭和54年：再調査	昭和56年：一時中断
<b>基本構想～事業開始</b> 約9年 	平成 元年 . . . . . 基本構想策定、地元説明会開始 平成 3年 . . . . . 基本計画案作成 平成 5年 3月30日 「まちづくり協議会」発足 平成 9年 8月19日 都市計画決定	事業計画の 合意形成 など		
<b>事業開始～工事着手</b> 約4年半 	平成10年 4月23日 <b>事業計画決定</b> → 事業開始 平成12年 3月 1日 土地区画整理審議会委員選出 平成14年 2月 5日 事業計画変更（第1回） 8月22日 事業計画変更（第2回軽微変更） 9月 6日 <b>仮換地指定</b>	用地先行買収 換地設計 実施設計 移転計画 など		
<b>移転・工事の実施期間</b> 約8年半 	平成14年11月27日 本工事着工 平成17年12月 8日 事業計画変更（第3回） 平成22年 3月23日 事業計画変更（第4回） 平成23年 5月 <b>区画整理工事完了</b>	建物等の移転 道路・公園整備 宅地造成 など		
<b>工事完了～区画整理登記</b> 約1年半 	平成23年12月13日 事業計画変更（第5回） 平成24年 3月28日 <b>換地計画認可</b> 4月23日 <b>換地処分通知</b> 7月20日 <b>換地処分公告</b> 9月26日 <b>土地区画整理登記完了</b>	出来高確認測量 換地計画 など		
<b>清算金の徴収・交付期間</b> 約5年半 	平成24年10月 5日 <b>清算金通知</b> 11月 6日 土地区画整理審議会解散 平成30年 3月 <b>清算金徴収完了（予定）</b>	清算金の 徴収・交付など		

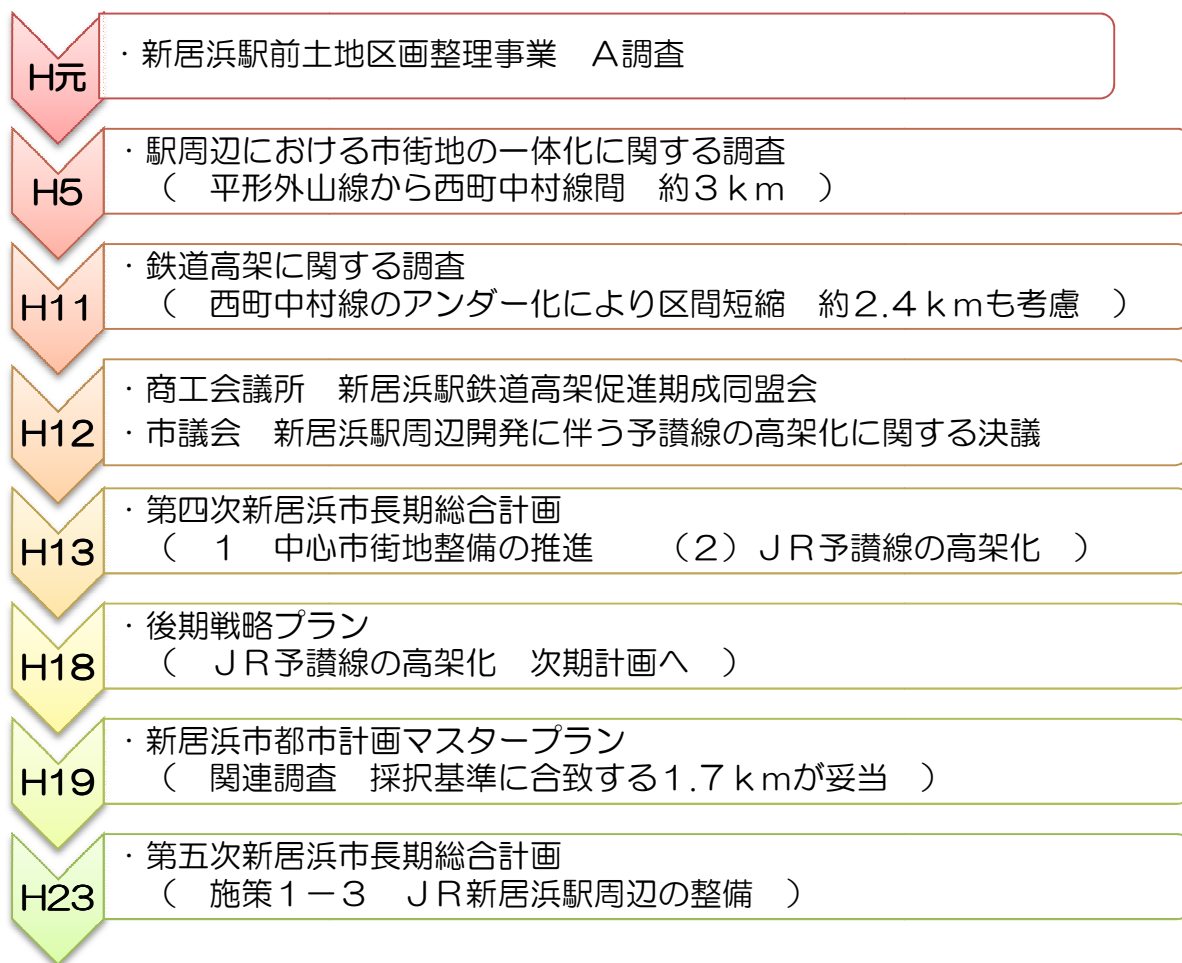
#### ④新居浜駅南地区の現状（参考資料 P8～13）

##### ○市街地環境評価

		要素・要因	内容	
保全環境要素 図	歴史的保全環境要素	文化財等		特に存在しない。
		歴史性のあるメモリーポイント		特に存在しない。
	景観的保全環境要素	良好な景観物		特に存在しない。
		展望の良いところ		特に存在しない。
	生活的保全環境要素	良好な住宅地		画地配置は整然としていないが、各宅地の規模は確保されている。
		コミュニティ生活の拠点となる場所		地区西側に位置する松木坂井自治会館がある。
	自然保全環境要素	環境を守る自然		特に存在しない。
良好な自然生態			水源地、良好な景観を有した水路がある。	
環境阻害要素 図	安全な生活の阻害	自然災害による安全阻害要素	素因的要素	特に存在しない。
			誘因的要素	特に存在しない。
		火災による安全阻害要素	延焼の危険性の高い地区	特に存在しない。
			消火活動が困難な地域	5.5m以上の道路から100m以上、離れた地域で、一部存在する。
	事故による安全阻害要素	交通事故発生箇所、その他可能性の高い道路	県道国領高木線は交通量が多いにも関わらず、片側歩道しか整備されておらず、交通事故の発生の可能性が高い。また第一、第二踏切は事故の危険性が高い箇所である。	
		その他の事故	特に存在しない。	
	健康な生活の阻害	公害による健康阻害要素	公害の発生源となっている箇所	主要地方道新居浜角野線、下泉中村松木線沿道は宅地が連担しており、騒音公害の恐れがある。また貨物操車場における作業音がやや大きい。
衛生上問題となる箇所			特に存在しない。	
不足環境要素 図	生活基盤の不足	質的住宅不足要素	狭小過密地区	地区内にはほとんど見られない。
			老朽住宅地区	まとまった老朽化は見られないが、点在している状況である。
		道路整備不足要素	細街路未整備地区	幅員4m以上の道路から20m以上離れた地区であり、地区内に多く見られる。
			幹線街路未整備地区	地区の南界を東西に走る下泉中村松木線の一部が未整備である。
	上下水道等整備不足要素	上水道未整備地区	現況宅地には整備されている。	
		下水道未整備地区	地区の中央を南北に走る駅裏中筋線以西及び県道国領高木線沿道宅地は整備されている。	
	生活利便の不足	交通機関へのアクセス不便要素	鉄道駅の利用不便地域	地区内全てJR新居浜駅より1km圏内である。
			バス利用不便地域	地区の大半がバス停より300m以内になっている。
主な生活環境施設へのアクセス不便要素		未就学児童・老人施設アクセス不便地域	地区東側の一部が幼稚園、保育所より400mを超える範囲となっている。	
	その他の施設アクセス不便地域	本地区は全域、小学校より500m圏外となっている。		

## ⑤連続立体交差事業について（参考資料P14～15）

連続立体交差事業の経緯



### ○ 費用便益（試算）

松山駅付近の連続立体交差事業を参考に、新居浜駅周辺での連続立体交差事業の費用便益を試算すると

単純費用で約160億円      費用便益比 0.78

となります。

## (2) 課題について (参考資料 P16)

項目	上位関連計画	現状	整備課題
駅周辺地区の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東予地域の中心都市としての新居浜市にふさわしい玄関口として位置づけられる。</li> <li>・新居浜市内においては駅周辺地区は「新都市拠点」として位置づけられる。</li> <li>・駅周辺地区は環境共生都市をコンセプトに「森の駅」として位置づけられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅北側については、土地区画整理事業の整備が進み、幹線道路などの公共施設が整備されている。</li> <li>・駅南地区については、公共施設が未整備となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東予地域の中心都市で<b>環境共生都市</b>のコンセプトを掲げる新居浜市の新都市拠点としてふさわしいまちづくりが必要。</li> </ul>
道路計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人・環境にやさしく、産業を支える交通のまち」としての位置づけられる。</li> <li>・交通・交流拠点として位置づけられる。</li> <li>・駅南北市街地の交流軸の形成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新居浜駅菊本線の延伸部分の主要区画道路については、アンダーパスの用地が確保されている。</li> <li>・庄内坂井線、新居浜駅菊本線の延伸整備、下泉中村松木線が未整備となっている。</li> <li>・歩車道の分離がされていない道路がある。</li> <li>・自動車公害の恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北の駅周辺地区を連携する<b>南北交通軸</b>が必要。</li> <li>・駅周辺地区内を有機的に結び<b>歩行者交通軸</b>が必要。</li> <li>・通過<b>交通</b>の駅周辺地区内からの<b>排除</b>が必要。</li> </ul>
土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約型都市構造の実現</li> <li>・人・情報・文化が交流するまち。</li> <li>・新都心商業・業務機能と都心居住機能が融合した利便性の高いまちづくり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅南地区の西側については、比較的まとまった住宅地となっている。</li> <li>・駅南地区の東側については、住宅地が点在している。</li> <li>・駅南地区の低層住宅地としての宅地規模は確保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新居浜市の玄関口としての、<b>賑わいを創出する土地利用</b>が必要。</li> <li>・<b>住・商・産業が近接</b>して歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの土地利用が必要。</li> <li>・既存の生活を守りつつ、新しい<b>居住形態も提案</b>する生活環境が必要。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観的シンボルとなるまちづくり。</li> <li>・交通結節点としての駐車場整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地や良好な景観を有した水路が存在している。</li> <li>・学校等の公共・公益施設は充足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者動線と緑の<b>ネットワークの確保</b>が必要。</li> <li>・目的に応じた<b>駐車場の整備</b>が必要。</li> </ul>